

2022年2月19日

理事会承認

一般社団法人 日本作業療法士協会
生活行為向上マネジメント指導者の定義と運用について

I. 定義

生活行為向上マネジメント指導者は、MTDLP 実践、または実践に基づく推進、指導ができる者とする。

- (1) 実践とは MTDLP を用いて作業療法の提供ができること。
- (2) 推進とは人々の活動・参加を支援する作業療法について MTDLP 実践に基づく啓発ができること。
- (3) 指導とは人々の活動・参加を支援できる作業療法士の育成に関して、MTDLP 実践に基づく指導ができること。

II. 具体的活動

(1) 実践

- ・対象となる疾病の特性、障害の構造、ライフステージなどに応じ MTDLP を使用した作業療法や、支援を実践する。
- ・各 MTDLP シートを活用し、対象者が抱える生活行為の課題を対象者のみならず医療・介護の各専門職や家族、親戚、近隣住民など、対象者の生活に影響を与える関係者と協働し解決する。
- ・MTDLP の臨床実践を事例報告としてまとめ、研究等への幅広い貢献を行う。

(2) 推進

- ・協会や都道府県士会の MTDLP に関する情報を収集し、事業等への協力を行う。
- ・都道府県士会において、中心的な立場で MTDLP の推進を担う。
- ・都道府県士会における MTDLP に関する研修等に参画する。

(3) 指導

- ・MTDLP に関心を持つ作業療法士に MTDLP を指導する。
- ・所属施設において、臨床実習指導、新人育成等に MTDLP を用いて指導する。
- ・MTDLP の事例登録を希望する作業療法士に、合格に向けたアドバイスをを行う。
- ・(生涯教育制度の) MTDLP 研修制度における講師を担う。

Ⅲ. 指導者の登録と管理

学術部での事例合格と同時に、MTDLP 室が氏名、所属先、連絡先を登録し、名簿を作成する。手順は以下の通りである。

- 1) MTDLP 室は、年 1 回は指導者登録の継続の可否を確認を行い、名簿を管理する。
- 2) MTDLP 室は、都道府県別の指導者名簿を作成し学術部、教育部と共有を図り、該当都道府県士会に提供し、都道府県士会が実施する MTDLP の推進を支援する。
ただし、指導者から上記活動について辞退の意向が示された場合は、名簿から削除し都道府県士会へ通知する。
- 3) MTDLP 室は、指導者の活動状況について把握し、指導者の資質維持・向上について、必要な支援を実施する。

Ⅳ. その他

本定義及び活動内規は、指導者の活動を明確化し支援することで、MTDLP に関する技術の向上に資するために定めるものである。